別紙1

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）」に対して提出された御意見及びそれに対する総務省の考え方
（意見募集期間：令和8年4月24日（金）から同年5月25日（月）まで）

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	省令へ反映の有無
1	匿名	本条文案は、地方公共団体における情報資産及び情報システムに関するサイバーセキュリティ対策の重要性を明確化し、組織的かつ体系的な対応を求める点において、近年のサイバー脅威の増大を踏まえた適切な方向性であると考える。 一方で、本条文では「適切な管理」「適切な実施」といった表現が多用され、組織、人的、物理、技術、運用、監査に至るまで幅広い措置が列挙されていることから、情報資産や業務の重要度・リスク特性にかかわらず、同一水準の対応が求められるように受け取られるおそれがある。特に、人的・財政的リソースが限られる自治体においては、実効性の向上よりも、条例を遵守すること自体を目的とした形式的な規程整備や点検・監査対応が増加し、結果として現状より過大な事務負担やコストが発生する懸念があると感じる。 また、本条文の内容は、国が示す情報セキュリティに関する既存のガイドラインや基準と重なる部分も多く、条例対応として新たな規程整備や文書管理、評価手続等が必要となる場合、セキュリティ水準の実質的な向上を伴わないコストが生じる可能性も否定できない。 サイバーセキュリティ対策は、限られた財源の中で、リスクに応じた優先順位付けと継続的な改善によって実効性を高めていくことが重要である。こうした観点から、自治体の規模や情報資産の特性に応じた濃淡ある運用が可能であること、また既存ガイドラインとの関係や最低限求められる水準について、解説等において運用上の考え方がより明確に示されるよう配慮をお願いしたい。	御意見は参考として承ります。	無
2	匿名	1．第1項柱書について、「あって」の後の「者」を「もの」とすべき。 2．普通地方公共団体とは、都道府県及び市町村をいう（法第1条の3第2項）。 個人情報を大量に保有していない都道府県や市町村があるのか？ また、公安委員会は、普通地方公共団体の機関であって、普通地方公共団体ではない（法第180条の5第2項第1号）。 3．同項第3号について、「電磁的記録媒体」という文言は、後にも出てくる。 したがって、この文言の次の括弧書を「（電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」とすべきである。 4．同項第3号括弧書中「以下」を「この号において」とすべき。 5．同号下段を「意図又は予期せざるサイバーセキュリティに関する方針等のサイバーセキュリティに関する規程の違反の可能性、サイバーセキュリティに関する対策の管理の方法の不具合の可能性その他のサイバーセキュリティに関係する可能性がある情報通信ネットワーク、情報システム又は役務の状態に関する事象であって、業務の実施に支障が生ずるおそれ及びサイバーセキュリティが害されるおそれがあるものをいう。」としたらどうか？	1．ご指摘の通り、「あって」の後の「者」を「もの」とするよう修正いたします。 2．地方自治法第244条の5第2項の規定は、一部事務組合、広域連合にも適用されます。また、一部事務組合等については、個人情報を多量に保有していない場合もあります。後段については、「普通地方公共団体であつて、…個人情報を多量に保有していないもの」と「公安委員会」で主体を分けております。 3．ご指摘の通り、「以下同じ。」を追記いたします。 4．「サイバーセキュリティ」という語は、今回の改正省令案全般にわたり出てくるので、修正なしといたします。 5．ガイドラインの用語の定義に合わせているため、修正なしといたします。	有
3	匿名	市民の大事な個人情報を扱うのに、保有量も組織も関係無いだろう。 公安だろうが、公僕である。 主権者である国民の個人情報を、無秩序に利用できる権限など、有ろうはずがない。 例外無く法的拘束の下に置くべきだ。	市民の個人情報を全く保有していない者が存在することも想定され、主としてそのような者に関しては適用除外としております。	無
4	匿名	個人情報保護の義務対象者から、公安が除外されているが、おかしいのではないか。 公安の保有する情報こそ、流出などしては絶対にいけない物だろう。 除外せず法令の対象とすべきだ。	警察における情報セキュリティは、警察庁が独自に定めている対策基準において、適切に対策がなされていると承知しております。	無
5	匿名	制定大臣名の姓と名の間は2字空きにすべきではないか（大臣名は姓名で間の空白を含め5字になるよう調整されるのが慣例ではないか）	ご指摘の通り、大臣名の姓と名の間を2字空きに修正いたします。	有

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	省令へ反映の有無
		本省令案については、外国政府・外国企業・海外クラウド・海外拠点・海外再委託先への情報流出を防ぐ観点、委託先管理の実効性、小規模自治体への支援、住民への説明責任について、さらに明確化すべき点があります。 以下の点について、再検討又は明確化を求めます。 1. 外国政府・外国企業・海外クラウドへの情報流出対策を明確にすべき 自治体情報システムには、住民の生活、財産、家族関係、福祉、医療、教育、税、住所、本人確認に関する情報が含まれます。 これらは、単なる行政データではなく、国民生活と国家の基盤に関わる重要情報です。 そのため、自治体システムにおいて、海外クラウド、外国製ソフトウェア、外国企業、海外拠点、海外再委託先が関与する場合には、特に慎重な管理が必要です。 少なくとも、以下の点を明確にすべきです。 住民情報の国内保管の原則 データの国外移転制限 海外クラウド利用時の審査基準 外国企業による保守・監視・リモートアクセスの制限 海外拠点からのアクセスの可否 外国法令に基づく情報開示リスクへの対応 外国政府の影響を受け得る事業者の利用制限 重要情報を扱うシステムにおける国内管理体制の義務化 自治体情報システムの安全性は、単なるサイバー対策だけでなく、経済安全保障、データ主権、国民情報の保護という観点からも設計されるべきです。 2. 業務委託先・再委託先の管理を厳格化すべき 自治体の情報システムは、開発、保守、クラウド運用、セキュリティ監視、コールセンター、データ処理等を外部事業者に委託する場合があります。 また、委託先からさらに再委託、再々委託が行われることも想定されます。 この場合、自治体が実際に住民情報を誰が、どこで、どのように扱っているか把握できなければ、セキュリティ対策は実効性を失います。 以下を義務付けるべきです。 委託先・再委託先・再々委託先の事前承認 委託先・再委託先の国籍・所在地・管理体制の確認 海外再委託の原則禁止又は厳格な審査 保守作業者・運用担当者のアクセス権限管理 リモートアクセスの記録・監査 委託先によるデータ持ち出し禁止 契約終了後のデータ消去確認 委託先に対する定期監査 情報漏えい時の責任分担と損害賠償規定 委託先任せではなく、自治体自身が委託構造を把握し、住民に説明できる制度とすべきです。 3. サプライチェーンリスクを明確に評価すべき 自治体システムでは、サーバー、ネットワーク機器、端末、クラウド、ソフトウェア、セキュリティ製品、認証基盤、バックアップサービスなど、多くの製品・サービスが使われます。		

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	省令へ反映の有無
6	匿名	これらの中に、脆弱性、バックドア、不適切な保守経路、海外送信機能、サポート終了製品等が含まれていれば、自治体全体のセキュリティに重大な影響を与えます。 そのため、以下を明確にすべきです。 重要システムに使用する製品・サービスのサプライチェーン確認 外国製機器・外国製ソフトウェアのリスク評価 バックドア対策 脆弱性情報の継続的な確認 保守終了製品の利用禁止又は更新義務 セキュリティ製品自体の安全性確認 重要システムにおける調達基準の厳格化 自治体情報システムは、国民情報を守る基盤であり、価格や利便性だけで調達先を選ぶべきではありません。 4. 小規模自治体への財政的・人的支援を明確にすべき 本省令案は、組織体制、情報資産分類、アクセス制御、職員研修、監視、インシデント対応、委託先管理等、幅広い対応を自治体に求めるものです。 方向性は重要ですが、小規模自治体では、専門人材、予算、システム管理能力が不足している場合があります。 国が義務だけを定め、実施体制を自治体任せにすると、形式的な規程整備にとどまり、実効性ある対策にならないおそれがあります。 国は、以下の支援を行うべきです。 小規模自治体向けの標準モデル規程 共同調達・共同運用の支援 セキュリティ専門人材の派遣 CSIRT機能の広域共同化 財政支援 定期的な研修教材の提供 インシデント発生時の国による技術支援 クラウド利用時の標準契約条項 委託先管理のひな形 自治体間でセキュリティ格差が生じれば、最も弱い自治体が攻撃の入口になる可能性があります。全国的に最低水準を確保する支援が必要です。 5. 実効性を確認する監査・点検制度を設けるべき 省令で対策項目を列挙しても、実際に運用されなければ意味がありません。 紙の規程やチェックリストだけでなく、実際のシステム運用、アクセスログ、委託先管理、インシデント対応能力を確認する仕組みが必要です。 以下を求めます。 定期的な第三者監査 脆弱性診断 侵入テスト アクセスログの定期確認 委託先監査 インシデント対応訓練 監査結果に基づく改善計画 重大な未対応事項の国への報告 改善状況のフォローアップ 自治体ごとに対策状況を把握し、形だけのセキュリティ対策にならないようにすべきです。 6. 住民への説明責任と情報公開を強化すべき	今回の省令改正は、地方自治法第244条の5第2項に基づき地方公共団体が講ずべき措置について、法令上細目化することを目的としたものですが、さらなる実効性確保のための明確化措置や、新たな仕組みの構築については、今後の検討の参考として承ります。	無

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	省令へ反映の有無
		6. 住民への説明責任と情報公開を強化すべき 自治体情報システムは、住民の個人情報を扱うものです。 住民は、自分の情報がどのシステムで、どの事業者により、どの範囲で処理されているのかを知る権利があります。 以下を明確にすべきです。 住民情報を扱う主要システムの概要公開 外部委託の有無 クラウド利用の有無 海外保管・海外アクセスの有無 情報漏えい時の住民通知基準 インシデント発生時の公表基準 被害者への相談窓口 再発防止策の公表 重大事故時の第三者調査 セキュリティ対策は行政内部の問題ではなく、住民の権利保護に直結する問題です。 7. 外国影響・利益相反への対策を制度上明確にすべき 自治体情報システムは、住民情報だけでなく、災害対応、福祉、税、選挙、行政運営などに関わる基盤です。 そのため、外国政府や外国企業の影響を受ける可能性、委託先や関係者の利益相反について、制度上の対策を明確にすべきです。 具体的には、以下を求めます。 重要システムに関与する事業者の支配関係の確認 外国政府の影響を受け得る事業者のリスク評価 委託先選定時の利益相反確認 自治体職員・委託先担当者の不正アクセス防止 内部不正対策 機密情報を扱う担当者の権限分離 重要情報へのアクセス履歴の保存 不審なアクセスや大量閲覧の検知 制度設計においては、外部からの攻撃だけでなく、内部不正、利益相反、外国影響リスクも考慮すべきです。 8. インシデント発生時の国・自治体・委託先の責任分担を明確にすべき 情報漏えい、不正アクセス、ランサムウェア、システム停止、誤送信、外部委託先での事故が起きた場合、住民にとって重要なのは、誰が責任を持ち、どのように救済するかです。 以下を明確にすべきです。 自治体の責任 委託先・再委託先の責任 国の支援責任 住民への通知期限 被害者救済 損害賠償の考え方 再発防止策の公表 重大事故時の業務停止・契約解除基準 事故発生時に責任が曖昧になる制度では、住民の信頼は得られません。		
7	個人A	1条柱書但し書に「公安委員会については、この限りではない」とあるが、警察行政の大綱方針を示す立場である公安委員会だけでなく、その所轄する都道府県警察本部も「この限りではない」にカバレッジされるべき機関だと思われる。今の表現だと誤読が生じるので、明確に「公安委員会並びにその所轄する都道府県警察本部については」等に修正すべき。	公安委員会には、都道府県警察も含まれるものであり、他の用例と同様に「公安委員会」のみを規定しています。	無

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	省令へ反映の有無
8	匿名	以下3点お伺いします。 第1項第2号に「保有する情報資産の適切な分類」(A)及び「当該分類に基づく取扱方法の制限の実施」(B)・・・「その他の適切な情報資産の分類」(C)・・・とありますが、(A)は5区分化された自治体機密性のことだと思われるところ、(C)にある「その他の適切な情報資産の分類」は、5区分化された自治体機密性のほかに、何か分類が別途ガイドライン等で示されるのでしょうか。日本政治法律学会第16回研究大会報告(「自治体機密性」とデータ・イノベーション　不用意な高機密指定と解除の困難性)や地方行政実務学会第5回秋季大会報告(「自治体機密性」と個人情報持出し規律　他律的な準則規範に由来する機密指定・解除の課題)等をみると、既に5区分化の対応だけでも混乱が予想されていると指摘されていますが、それ以外の区分が示されるとしたらどのようなものでしょうか。 第1項第7号に「適切な業務委託」とありますが、委託の客体対象は「業務」なのでしょうか。前後の文脈や個人情報保護法の委託規定に照らしても、「情報資産の取扱い」なのではないでしょうか。 第2項第1号の定義規定中に「情報通信ネットワークシステム及び情報システムが取り扱う情報」との文言がありますが、法令上は「情報システム」が主語にはなれないと思いますので(ガイドライン上では差し支えなかったのかもしれませんが)、・・・「情報システムによって取り扱わせる情報」等の使役表現の方がより誤読が少ないのではないでしょうか。 ご回答いただけますと幸いです。	1. 総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、情報資産の分類は、機密性、完全性及び可用性に基づき分類することが望ましいが、職員の理解度等に応じ、重要性に基づき分類することもあり得るとしているところです。 2. 情報資産の取扱いも「業務」に含まれるものと解しています。 3. ご指摘を踏まえ、「情報システムによつて取り扱う情報」と修正いたします。	有
9	匿名	【意見内容:地方行政のデジタル化に関するコストと現場の優先について】 本省令案は、手続きのデジタル化を推進するものだが、現場の地方自治体や利用する住民にとって、真に負担軽減となるのか疑問である。昨今の行政は、デジタル化を「大義名分」としてシステム更新を繰り返しているが、その莫大な予算と維持費は結局のところ国民の負担に跳ね返っている。 地方自治においても、行政の管理効率化を最優先したシステム導入は不要である。それよりも、高齢者やデジタルに不慣れな住民が取り残されないような人的サポートの確保、およびシステム維持費を抑えることによる住民税負担の軽減を最優先すべきである。「デジタル化のために、住民の生活コストや地方財政を圧迫する」ような本末転倒な施策は認められない。	御意見は参考として承ります。	無

【提出意見数　9件】